



太陽光発電システム・蓄電池システム
総合補償制度nextの概要説明

シャープエネルギーソリューション株式会社

2024年9月

シャープエネルギーソリューション株式会社 御中

損害保険ジャパン株式会社

関西企業営業部営業課

総合補償制度改定についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、永くお取引させていただいております総合補償制度につきまして、今般制度改定のご相談をさせていただきたく、下記のとおり現状の弊社案をご案内させていただきます。

2003年に貴社と当制度を共同開発、運営を開始して以来、多くのお客様に安心の補償をお届けして参りましたが、近年頻発する大規模自然災害や修理価格の上昇等に伴い保険収支悪化傾向が顕著であり、現行制度での運用継続が困難となっております。弊社としましては、今後も長期かつ安定的な補償制度を貴社と共に運営して参る所存ですので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

現行パンフレット（表紙）



総合補償制度とは・・・3つの補償を組合わせた制度です

- ・ 工事賠償補償：設置工事中の人身事故や物損事故、お引渡し後の施工起因による機器自体の故障した場合
- ・ 工事中機器補償（組立保険）：設置工事中の事故や作業ミスにより機器が故障した場合
- ・ 物損害補償（動産総合保険）：落雷や水災害など自然災害でシステム機器が故障した場合

○新制度の名称

- ・ 現行制度の名称の”総合補償制度“を改訂し、『総合補償制度next』とする。
10年補償満了前に点検を受けることで、5年間の延長補償が受けられる
太陽光システムの区分の見直しを行い一本化する
次の総合補償制度という意味合いです。

○新制度の対象となる案件

- ・ 2025年7月1日以降お引渡しの案件が対象となります。
※但し、移行期間・ルールを設けて、現行制度適用となる特別対応を検討します。

次スライドより『総合補償制度next』変更点についてご説明いたします。

総合補償制度本来の建付け：建物の火災保険で復旧費用が不足する場合に請求できる仕組み

しかし、小規模産業用PVシステムは、建築物火災保険がなく総合補償制度のみで引き受けしてきました。
今回、引き受け出来なくなったことから、

建物設置PVシステムを対象とする『**建築物用太陽光発電システム総合補償制度**』に変更をします。

- ・建物と**同一敷地内の遊休地への地上設置やカーポート**などは適用範囲に含まれます。
- ・同様に、**第三者保有（リースなど）**はリース保険付保もあるので総合補償制度対象となります。
- （・総合補償制度対象となる**システムの定義（低圧連系・PCS容量50kW未満に限る）**は変更ありません。）

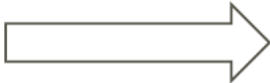
	現状（～2025/6）		
	住宅用	小規模産業用	—
系統電圧	低圧連系	左記同じ	高圧以上
容量	20kW未満	50kW未満	50kW以上
建物区分	一般住宅など	社屋・倉庫など	不問
建物の 使用目的区分	PV所有者 居住あり	PV所有者 居住なし	不問
事業認定名義	個人	法人	不問
総合補償制度適用	○	○	×

総合補償制度対象

	今後(2025/7～)		
	建物設置	以外	-
系統電圧	低圧連系	左記同じ	高圧以上
容量	50kW未満※	左記同じ	50kW以上
建物区分	火災保険 対象建物 (リース含む)	火災保険 対象外	不問
建物の 使用目的区分			不問
事業認定名義	— (名義不問)	左記同じ	不問
総合補償制度適用	○	×	×

※BSプレミアム対象はモジュール定格が20kWまで
その他モジュールの場合、PCS容量が50kW未満

総合補償制度next対象

住宅用太陽光発電システム		建築物用太陽光発電システム（仮称）
小規模産業用太陽光発電システム		野立て案件は、建物に設置されたシステムと繋がっている場合は含みます。
蓄電池システム		蓄電池システム（名称変更なし）

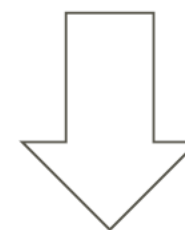
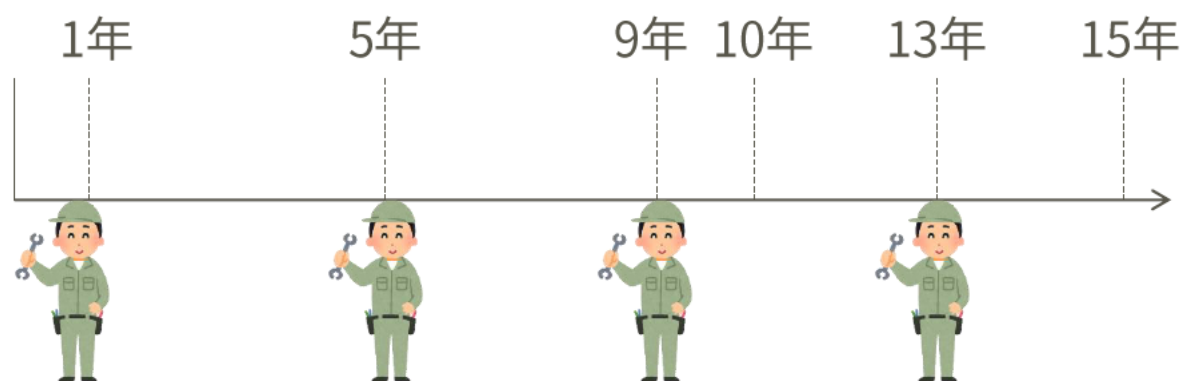
SK番号の取扱いについて

※保証発行登録店（SESJがS0やEJ番号を付与し登録）が保証書を発行できる。請負金額500万円以上となる工事請負の場合はSK番号が必要。

	現状	7月以降
太陽光発電システムの 20kW を超える申請	SK 番号保有店のみ可能 （ SK 番号：小規模産業 用登録時に必要）	S0/EJ 等で申請（登録）が可能 ※ SK 番号での申請は不要。（ SK 番号運用廃止） ただし従来通り、請負金額が 500万円 以上の電気工事を請 け負う場合に電気工事業の建設業許可が必要 （電気工事業の建設業許可については変更なし）

	点検種類/時期	推奨点検実施者	主な目的
①	日常点検 (毎月 1 回程度) 	システム所有者	一般的な目視検査による異常点検
②	設置 1 年目点検 	専門技術者	初期的な不具合の発見・必要な補修作業 (施工不具合や初期不良の発見)
③	設置 5 年目点検	専門技術者	機器又は部材の劣化、破損状況の確認。また必要な補修作業
④	設置 9 年目以降点検 (以降 4 年毎)	専門技術者	(②に加えて) 機器又は部材の保証期間を確認し、機能の確認 又は消耗部品の交換
⑤	設置 20 年目以降点検 (以降 4 年毎)	専門技術者	(②に加えて) 点検内容を確認し、設備更新時期の検討を行う。

※一般電気工作物の定期点検要領例「附属書B 表B.2-1 点検の時期と目的」より再構成



○日常点検・定期点検はされているのでしょうか。
○継続してシステムを安心してご愛用頂くために
何をしたらいいか。

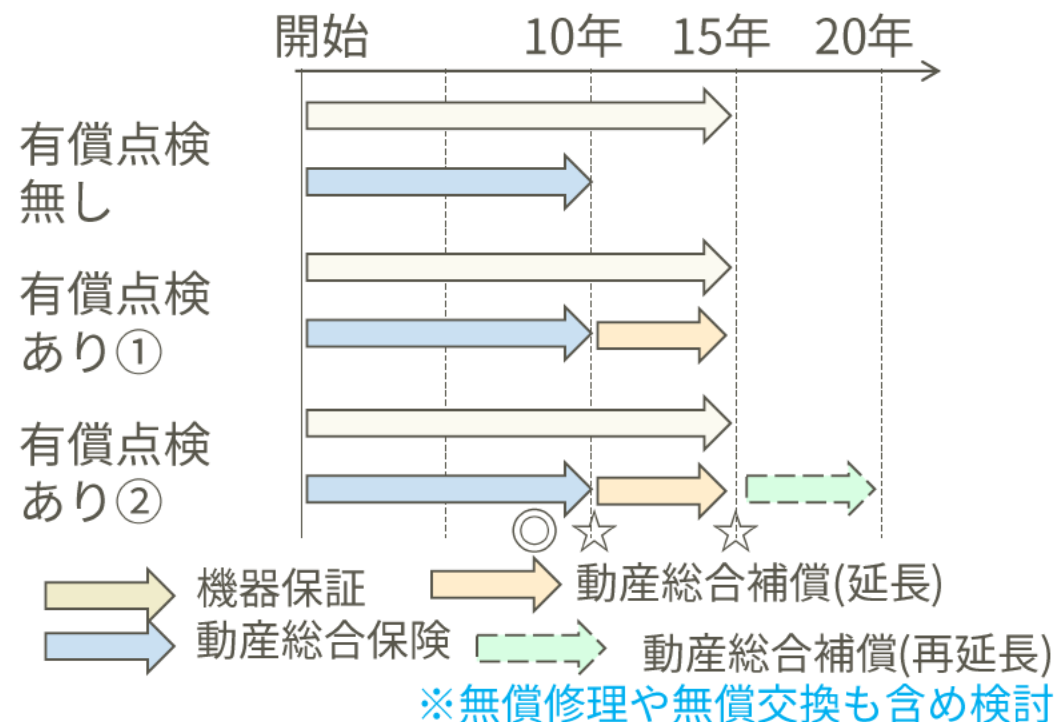
○補償期間の見直し

現行		2025年7月～
10年総合補償制度	➡	10年総合補償制度のみ。 11年目以降は、継続希望のお客様は 延長可能（但し条件あり。）
15年総合補償制度		

※ 太陽光/蓄電池の機器保証に変更ありません

11年目以降イメージ

		11-15年目	16-20年目
有償点検 無し	機器保証	あり	
	動産		
有償点検 あり①	機器保証	あり	
	動産	☆延長可	
有償点検 あり②	機器保証	あり	(案) PCSの無償修理・ 無償交換あり
	動産	☆延長可	☆再延長可



11年目以降は動産総合保険の継続をお客様が選べる時代へ

蓄電池システム総合補償制度についても、建築物用太陽光発電システム総合補償制度nextと同様に補償期間の見直し、動産総合保険内容の変更が適用されます。

変更点② 補償期間の見直し

現行		2025年7月～
10年総合補償制度		10年総合補償制度のみ。 11年目以降は、継続希望のお客様は延長可能（但し条件あり。）
15年総合補償制度		

※『クラウド蓄電池システム保証書』は変更なし

変更点③ 主な動産総合保険の変更点

※原則、建物の火災保険を優先。万が一、火災保険金で不足の場合に動産総合保険に追加請求が可能。

項目（カッコ内はイメージ）	現行		2025年7月～
縮小てん補割合（保険金受取割合）	100%		90%
臨時費用保険金（損害保険金とは別に受け取れる費用保険金）	30% （最大300万円）		5% （最大50万円）
盗難	担保		不担保

○救済対応案件について

別途ご用意する特別対応申込書をご記入の上、クラウド保証登録システム(DX)から **10/31までにSESJへお申込み時に添付された案件を救済対象と判断し特別対応します。**

申請種別	救済対象	添付方法
クラウド保証登録システム (DX)	「お取扱店様へ開示前に売買契約・工事請負契約締結」 + 「2025/9/30までにお引き渡し完了」	pdf化後の書面を添付 ※DXシステム ④施工情報 「添付資料」欄へ追加

- ・『紙申請』・『WEB保証システム』からの救済対象の申込はできません。
- ・SESJでの登録完了後の修正・変更はできません。
- ・11/1以降に申込書を提出された案件は全て新制度適用となります。

※DX未対応の「マルチコネクト」「第3者所有」「移設・再設置」案件は従来通り紙申請およびWEB保証システムに申込書を添付してください。

総合補償制度 特別対応申込書

下記の必要事項を記載して、保証登録申込時にご提出をお願いいたします。その際には、エンドユーザー様との売買契約書または設置工事請負契約書のコピーを添付してのご提出をお願いいたします。(割増同時設置案件など、同一のお客様で複数のお申込みの際は、コピーでも結構ですがそれぞれに添付をお願いいたします。) 上記、売買契約書または設置工事請負契約書の添付が困難な場合は、特別対応を必要とする明確な理由をご記載願います。

シャープエネルギーソリューション株式会社 宛

次の案件については、御主様との売買契約時に15年補償についてご説明し承認されました。

総合補償制度 next の適用除外(旧制度適用)をお願いします。

申込書記載日	年 月 日
施主様名(被保証者)	様
設置場所	都・道・府・県 区・市・町・村
お引渡し日(2025/10/31までに保証登録申請提出可能な案件に限る)	年 月 日
売買契約締結日(2025/6/30までの契約締結案件に限る)	年 月 日
販売店名	
担当者	印
特別対応すべき理由 (売買契約書または工事請負契約書の添付がない場合は記入必須)	